

## 令和8年3月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		21
内 訳	新規制定	2
	改正	18
	廃止	1

### 1 長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

担当課	教育委員会事務局学校教育課			
理由	長野市活力ある学校づくり検討委員会を廃止すること及び長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会を新たに設置することに伴い、改正するもの			
主な内容	(1) 教育委員会の附属機関から長野市活力ある学校づくり検討委員会を除く。			
	(2) 教育委員会の附属機関に次に掲げる委員会を加える。			
	名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
	長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立長野中学校・長野高等学校における時代の変化に対応した魅力ある学校づくりに関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	1年
施行期日	令和8年4月1日			

### 2 長野市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

担当課	こども未来部こども政策課、こども未来部保育・幼稚園課、教育委員会事務局保健給食課
理由	長野市子どもオンブズパーソンに係る報酬額を定めること並びに保育所医師及び学校医の報酬額を見直すことに伴い、改正するもの

主な内容	(1) 長野市子どもオンブズパーソンに係る報酬額を月額 192,000円とするものと定める。														
	(2) 保育所における健康診断等について、内科医及び歯科医が受ける報酬額を次のとおり改める。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1園につき年額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員 90 人までの保育所</td> <td>70,200 円</td> <td>98,400 円</td> </tr> <tr> <td>定員 90 人を超え 150 人までの保育所</td> <td>82,000 円</td> <td>115,000 円</td> </tr> <tr> <td>定員 150 人を超える保育所</td> <td>85,500 円</td> <td>119,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1園につき年額		改正前	改正後	定員 90 人までの保育所	70,200 円	98,400 円	定員 90 人を超え 150 人までの保育所	82,000 円	115,000 円	定員 150 人を超える保育所	85,500 円	119,900 円
	区分		1園につき年額												
改正前		改正後													
定員 90 人までの保育所	70,200 円	98,400 円													
定員 90 人を超え 150 人までの保育所	82,000 円	115,000 円													
定員 150 人を超える保育所	85,500 円	119,900 円													
(3) 学校における健康診断等について、内科医、歯科医、耳鼻咽喉科医及び眼科医（(4)の耳鼻咽喉科医及び眼科医を除く。）が受ける報酬額を次のとおり改める。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 108,000 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。</td> <td>担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 148,500 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 108,000 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 148,500 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。										
改正前	改正後														
担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 108,000 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 148,500 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。														
	(4) 戸隠地区、鬼無里地区、信州新町地区及び中条地区内の学校における健康診断等について、当該地区の医師会以外の医師会に所属する耳鼻咽喉科医及び眼科医が担任する場合に当該耳鼻咽喉科医及び眼科医が受ける報酬額を次のとおり改める。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 161,000 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。</td> <td>担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 201,500 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 161,000 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 201,500 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。										
改正前	改正後														
担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 161,000 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数 50 人まで年額 201,500 円とし、担任児童生徒数 50 人を超える場合は、50 人までを加えるごとに 8,500 円を加算した額とする。														
施行期日	令和 8 年 4 月 1 日。ただし、(1)については、長野市子どもの権利条例附則ただし書に規定する日から施行。														

### 3 長野市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

担当課	総務部職員課
理由	定年延長後に退職する職員に係る退職手当の算定方法の特例を定めることに伴い、改正するもの
主な内容	定年延長による給料月額7割措置の適用を受ける職員であって、降格等による給料月額の減額をされたことがあるものに係る退職手当の額が、60歳で退職した場合における当該職員に係る退職手当の額を下回る場合の特例措置について定める。
施行期日	公布の日

#### 4 長野市市税条例の一部を改正する条例

担当課	財政部市民税課、財政部資産税課	
理由	地方税法の一部改正に伴い、改正するもの	
主な内容	個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の一部を次のように改める。	
	改正前	改正後
	特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、市長が指定したもの	公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、市長が指定したもの
施行期日	令和9年1月1日	

#### 5 長野市手数料条例の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課、建設部住宅課、建設部建築指導課
理由	温泉法等に係る事務の手数料の金額を見直すこと等に伴い、改正するもの（人件費の高騰等に伴う対応）
主な内容	(1) 保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課関係の審査事務に係る手数料の一部を引き上げる。 (2) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等の申請に対する審査事務に係る手数料の一部を引き上げる。 (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う所要の条文整備を行う。
施行期日	(2) 及び(3) については令和8年4月1日から、(1) については同年7月1日から施行。

## 6 長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

担当課	こども未来部保育・幼稚園課
理由	乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を条例で定めるに当たり従うべきこと等とされる内閣府令で定める基準の一部が改正されるため、この条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの
主な内容	交通条件及び自然的条件等に恵まれない山間地、離島その他の地域において保育を実施している事業者が、当該保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、一般型乳児等通園支援事業所に係る設備及び職員の基準は適用しないものと定める。
施行期日	令和8年4月1日

## 7 長野市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

担当課	こども未来部保育・幼稚園課
理由	子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定めることに伴い、制定するもの
主な内容	<p>(1) 特定乳児等通園支援事業の一般原則を次のとおり定める。</p> <p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>エ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、</p>

	<p>特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(2) 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準について定める。</p>
施行期日	令和8年4月1日から施行する。

## 8 長野市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担当課	こども未来部保育・幼稚園課
理由	子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、改正するもの
主な内容	<p>(1) 市長は、保育所において、保育所の休日以外の日に児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業を行うことができるものと定める。</p> <p>(2) 保育所における乳児等通園支援事業を利用する乳幼児に係る支給認定保護者は、規則で定める額を保育料として納付しなければならないものと定める。</p>
施行期日	令和8年4月1日

## 9 長野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部福祉政策課
理由	福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給する範囲を拡大することに伴い、改正するもの
主な内容	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障害等級が2級以上に該当するものに対して行う給付金の支給について、入院に係る療養の給付等を加える。
施行期日	令和8年4月1日

## 10 長野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部国保・高齢者医療課
理由	国民健康保険法施行令の一部改正により、保険料の賦課額に子ども・子育て支援納付金賦課額が加えられたこと等に伴い、改正するもの

主な内容	(1) 保険料の賦課額を次のように改める。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額</td> <td>基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合算額</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額
改正前	改正後			
基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額	基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合算額			
	(2) 基礎賦課限度額を66万円から67万円に改める。			
	(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率を次のように定める。			
	ア 所得割 1,000分の3			
	イ 被保険者均等割 1人につき 1,330円			
	ウ 18歳以上被保険者均等割 1人につき 110円			
	エ 世帯別平等割 (ア) から(ウ) までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア) から(ウ) までに定める額			
	(ア) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 1,200円			
	(イ) 特定世帯 1世帯につき 600円			
	(ウ) 特定継続世帯 1世帯につき 900円			
	(4) 子ども・子育て支援納付金賦課限度額を3万円とするものと定める。			
	(5) 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者については、子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割を徴収しないものと定める。			
施行期日	令和8年4月1日			

## 11 長野市中部勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

担当課	経済産業振興部商工労働課
理由	長野市中部勤労青少年ホームを廃止することに伴い、廃止するもの
施行期日	令和8年4月1日

## 12 長野市宿泊税交付金基金条例

担当課	観光文化部観光振興課
理由	観光振興を図る事業に要する費用の財源に充てるため、長野市宿泊税交付金基金（以下「基金」という。）を設置することに伴い、制定するもの

主な内容	(1) 基金として積み立てる額は、宿泊税市町村交付金（長野県宿泊税基金を財源として本市に交付される交付金をいう。）の額の範囲内で予算に定める額とするものと定める。 (2) 基金の管理について定める。 (3) 運用益金の処理について定める。 (4) 基金の処分について定める。 (5) 繰替運用について定める。
施行期日	公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行

### 13 長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

担当課	観光文化部観光振興課、観光文化部観光振興課北部産業振興事務所、観光文化部観光振興課西部産業振興事務所
理由	長野県宿泊税の徴収が開始されることに伴い、改正するもの
主な内容	次に掲げる条例で定める利用料金（宿泊を伴うものに限る。）には、宿泊税を含まないものと定める。 (1) 長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例 (2) 長野市飯綱高原観光施設の設置及び管理に関する条例 (3) 長野市戸隠観光施設の管理に関する条例 (4) 長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯の設置及び管理に関する条例 (5) 長野市大岡観光施設の設置及び管理に関する条例 (6) 長野市不動温泉保養センターさざり荘の設置及び管理に関する条例 (7) 長野市中条地域振興施設やきもち家の設置及び管理に関する条例
施行期日	令和8年6月1日

### 14 長野市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担当課	農林部農業政策課
理由	長野市農業研修センターにおける受講者の選考方法を見直すことに伴い、改正するもの

主な内容	長野市農業研修センターが設ける研修課程に係る受講許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）の数が当該研修課程ごとの定員を超える場合における受講者の選考方法を次のとおり改める。	
	改正前	改正後
	申請者の適性を勘案して行う方法	申請者に係る研修課程の受講状況等を勘案して行う方法
施行期日	令和8年4月1日	

15 長野市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例及び長野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担当課	建設部住宅課		
理由	一定期間入居者のいない長野市特定公共賃貸住宅の供用を廃止し、長野市定住促進住宅に転用することに伴い、改正するもの		
主な内容	(1) 長野市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市定住促進住宅に次の住宅を加える。		
	名称	位置	構造 戸数
	川口7住宅	長野市大岡甲4506番地	木造2階建 1
	川口9住宅	長野市大岡甲4507番地	木造2階建 1
	川口10住宅	長野市大岡甲4533番地2	木造2階建 1
	川口11住宅	長野市大岡甲4531番地	木造2階建 1
	川口12住宅	長野市大岡甲4512番地1	木造2階建 1
	川口13住宅	長野市大岡甲4511番地2	木造2階建 1
	川口14住宅	長野市大岡甲4512番地1	木造2階建 1
	川口15住宅	長野市大岡甲4510番地1	木造2階建 1
主な内容	(2) 長野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市特定公共賃貸住宅のうち、川口団地に係る住宅の戸数を11戸から3戸に改める。		
	施行期日	令和8年4月1日	

16 長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

担当課	建設部建築指導課
理由	駐車場法施行令の一部改正等に伴い、改正するもの

主な内容	<p>(1) 都市計画法に規定する商業地域等において、2,000平方メートルかつ50戸以上の共同住宅を新築しようとする者は、当該共同住宅の戸数を100戸で除して得た数値の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を附置しなければならないものと定める。</p> <p>(2) 戸数が400戸を超える共同住宅に係る(1)の基準の特例について定める。</p> <p>(3) 駐車区画の規模に係る特例について定める。</p>
施行期日	令和8年4月1日

## 17 長野市立学校職員等の旅費に関する条例

担当課	教育委員会事務局学校教育課
理由	公務のために旅行する長野市立学校の学校職員（以下「学校職員」という。）等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的として、長野市立学校職員等の旅費に関する条例の全部を改正するもの
主な内容	<p>(1) 学校職員が出張し、又は赴任した場合には、当該学校職員に対し旅費を支給するものと定める。</p> <p>(2) 学校職員以外の者が、長野市教育委員会の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給するものと定める。</p> <p>(3) 旅行命令及び旅行依頼について定める。</p> <p>(4) 旅費の計算方法について定める。</p> <p>(5) 旅費の請求手続について定める。</p> <p>(6) 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料（以下「鉄道賃等」という。）とするものと定める。</p> <p>(7) 鉄道賃等の支給額について定める。</p> <p>(8) 外国旅行の旅費について定める。</p> <p>(9) 旅費の支給額の上限について定める。</p> <p>(10) 旅費の調整について定める。</p> <p>(11) 旅費の返納について定める。</p> <p>(12) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正</p>
施行期日	令和8年4月1日

## 18 長野市公共下水道条例の一部を改正する条例

担当課	上下水道局営業課
理由	公益財団法人長野県下水道公社の名称変更に伴い、改正するもの
主な内容	この条例の規定中「公益財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社」に改める。
施行期日	令和8年4月1日

#### 19 長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例

担当課	消防局警防課
理由	長野市消防団員の定員のうち、機能別団員の定員を見直すことに伴い、改正するもの
主な内容	機能別団員の定員を 150人から 250人に改める。
施行期日	令和8年4月1日

#### 20 長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

担当課	消防局警防課																				
理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正するもの																				
主な内容	<p>(1) 消防作業従事者等に係る損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を 9,700円から 1万円に改める。</p> <p>(2) 非常勤消防団員、非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）に係る補償基礎額のうち、扶養親族である配偶者に係る加算額を除く。</p> <p>(3) 非常勤消防団員等に係る補償基礎額のうち、扶養親族である22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る加算額を 383円から 433円に改める。</p> <p>(4) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="485 1646 1316 1986"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">勤務年数</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">団長及び副団長</td> <td>10年未満</td> <td>円 12,900</td> <td>円 13,340</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>13,700</td> <td>14,170</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>14,500</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>分団長及び</td> <td>10年未満</td> <td>11,300</td> <td>11,670</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務年数	金額		改正前	改正後	団長及び副団長	10年未満	円 12,900	円 13,340	10年以上20年未満	13,700	14,170	20年以上	14,500	15,000	分団長及び	10年未満	11,300	11,670
区分	勤務年数			金額																	
		改正前	改正後																		
団長及び副団長	10年未満	円 12,900	円 13,340																		
	10年以上20年未満	13,700	14,170																		
	20年以上	14,500	15,000																		
分団長及び	10年未満	11,300	11,670																		

	副分団長	10年以上20年未満	12,100	12,500
		20年以上	12,900	13,340
	部長、班長 及び団員	10年未満	9,700	10,000
		10年以上20年未満	10,500	10,840
		20年以上	11,300	11,670
施行期日	令和8年4月1日			

## 21 長野市火災予防条例の一部を改正する条例

担当課	消防局予防課
理由	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、改正するもの
主な内容	(1) 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室等に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。）の位置、構造及び管理の基準について定める。 (2) 住宅における火災の予防を推進するため市が実施に努める施策に感震ブレイカーの普及の促進を加える。
施行期日	令和8年3月31日